

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

1 趣旨

労働基準法(昭和22年法律第49号)第75条第2項の規定に基づく業務上の疾病の範囲については、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。)別表第1の2において具体的に定められている。

業務上の疾病の範囲については、新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえ、平成25年6月から、「労働基準法施行規則第35条専門検討会」において検討を行い、7月3日に「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」がとりまとめられたことから、同報告書を踏まえ、労基則別表第1の2について所要の改正を行う。

2 改正の内容

労基則別表第1の2に以下疾病を追加する。

テレピン油にさらされる業務による皮膚疾患

ベリリウムにさらされる業務による肺がん

1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

3 施行期日

平成25年10月1日(予定)

4 参考

本改正と併せて、労基則別表第1の2において「厚生労働大臣が定めるもの」として別途定められている関連告示についても、所要の改正を行うこととしている。